

住宅サポートローン

No.1

2024年4月1日現在

1. 商品名	・住宅サポートローン
2. ご利用いただける方	<p>次のすべての条件（①～⑦）に該当する方。</p> <p>①お申込み時年齢が満18歳以上の方（同時申込みされる「しんきん保証基金付有担保住宅ローン」～以下、「住宅ローン」といいます～の最終返済時80歳を上限とします。）</p> <p>②当金庫の会員または当金庫の地区内に居住もしくは勤務されている方</p> <p>③安定継続した収入がある方</p> <p>④しんきん保証基金の保証を受けられる方</p> <p>⑤申込日時点で当金庫の住宅ローンの取扱状況が次のいずれかに該当する方 ア. 審査結果が「可決」、「条件付可決」（条件が満たせるものに限る）のいずれか（回答有効期限内のものに限る） イ. 住宅ローン実行後6ヵ月以内</p> <p>⑥住宅サポートローン実行日時点で、住宅ローンをお借入されている方（同日借入も可）</p> <p>※本ローンは、住宅ローンの申込人および連帯債務予定者各々1件のお申込みが可能です。</p>
3. お使いみち (資金使途)	<p>①本ローンとセットで利用する住宅ローンの対象住宅に関する次の費用（申込日時点で支払日から3ヵ月以内の支払済資金も可） ア. インテリア・家電等の購入費用 イ. 引越費用 ウ. 仮住まい費用 ※住宅ローン申込審査の結果、お借入希望額から減額となった場合の不足資金にはご利用いただけません。</p> <p>②申込人またはその家族（配偶者・直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）・子・孫）が使用する自家用自動車（オートバイ、自転車を含む）の購入等にかかる資金</p> <p>③申込人が自信用金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>※当座貸越型消費者ローンは完済のうえ解約願います。</p>
4. ご融資限度額	・10万円以上500万円以内です（1万円単位）
5. ご利用期間	・3ヶ月以上40年以内です 但し、本ローンとセットで申込みされる住宅ローンの融資期間内とします。
6. ご融資利率	<p>・年2.00%（変動金利・保証料年0.48%を含む）</p> <p>・当金庫新長短プライムレートに連動し、年2回見直しを行います。ご利用中でもご返済額（お利息）が変わる場合がございます。</p> <p>・保証料は毎月払型ですが、左記ご融資利率に含まれています。</p>
7. ご返済方法	<p>・毎月元利均等返済または元金均等返済（元金据え置き期間は1年以内）</p> <p>・お借入金額の50%以内で6ヵ月毎のボーナス返済併用が可能です。</p>

2024年4月1日現在

8. 担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> 不要です 一般社団法人しんきん保証基金の保証付となります
9. 手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> 事務手数料は不要です 保証料年0.48%（保証料はご融資金利に含まれております）
10. ご用意いただくもの	<p>資金使途①・②の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 見積書、注文書、請求書、領収書等、資金使途が確認できる書類 <p>資金使途③の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 借換え対象ローンの融資残高ならびに本人名義の借入であることがわかる融資残高確認書類（返済予定表等で融資残高が判明しない場合は、別途、残高証明書等を徴求） 申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から、借入を完済のうえ解約したことが確認できる資料
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-971-951）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）若しくは関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> 同時申し込みされる住宅ローンと同一の団体信用生命保険に加入いただきます。（団信保険料の取扱いは同時申込の住宅ローンの基準と同じです。） 本ローンはWEB申請には対応しておりません。最寄り店舗の窓口（渉外担当者）での申し込み受付となります。 ご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせ下さい